

微だつたのに対し、前回殆んど被害をみなかつた地区において目をおおうような

惨害をこうむつてることなどをみても、こんどの津波には前例によつて判断できないいろいろな特徴があつた。

いずれにせよ、こんどの津波により本県が受けた被害は次に述べるようにきわめてぼう大なものであり、それだけに今後の本県産業経済に及ぼす影響は決して少いものではない。

### 県下の被害状況

#### △災害救助法の適用

ところで、県下の被害は、土木施設、農林業施設、漁業施設および家屋等に対し、総額二一、五一三、九三九千円に達する損害を生じ、また、人命においても死者五七名、行方不明五名、重軽傷者三〇八名を数え、罹災世帯六、九七四世帯、罹災者数実に三五、九二一名を数えるに至つた。

これを表で示すと次表のとおりとなつてゐる。

(被害額は単位千円)

罹災者	罹災者総数	罹災者総額
罹災者	35,921人	11,513,939
罹災者	6,974世帯	2,923,060
罹災者	59人	1,505,794
罹災者	8人	731,634
罹災者	308人	602,558
罹災者	31人	2,657,439
罹災者	277人	2,781,075
罹災者		31,150
罹災者		278,899
罹災者		2,330

### 県の災害対策

災害発生の通報を受けた県は、五月二

十四日、災害救助法に基く災害救助隊本部を設け、小川副知事を本部長として応急救助の方途を講じ、また、同月二十七日からは災害対策本部を設けていまなお総合的な災害対策に当つている。

災害発生から現在までの主な対策は次のようになつてゐる。

#### 灾害救助法の適用

災害発生当日の被害状況の把握は交通通信網が殆んどまとまつたため困難をきわめたが、あらゆる方途を講じた結果、被害激甚な大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町、山田町の四市二町に対し災害救助法を適用することを決定、直ちにその旨告示した。

また、緊急部長会議の決定に基すき班長以下五人をもつて構成する総合指導班を四班編成して被災地に派遣し、現地との連絡指導に当らせた。

一方、各地に數ヶ所づつの避難所を設置し、また炊出しを実施して救援に當るとともに毛布シャツ、石けんなどの物資、日用品約三万点を緊急輸送した。

また、各地から寄せられた見舞金品のうち第一次及び第二次分として一一、〇〇〇千円を六月三日、同



五月二十四日早朝、本州太平洋岸を襲つた津波により、本県三陸沿岸各地は、一瞬にして交通、通信ともに杜絶し言語に絶する慘状を呈した。

三陸沿岸の津波禍には三十年周期説があるといわれるが、こんどの津波は、かつて死者二千名を出した昭和八年三月の大津波を上廻るとも劣らない大災害を沿岸地方、とくに宮古以南の地域にもたら

した。震源地が三陸沖と違つて、南米チリに発生したものであり、その地震波がまる一日かかつて太平洋を南半球から北半球に渡つてきたため、内陸に住む人々には何らの予感を与えたかったことはもちろん、沿岸の人達もごく一部の人達が海水や川水の異状を見て始めて津波来襲を予知した程度でありました。しかし、「寝耳に水」のできごとであつた。また、昭和八年に起つた大津波に際し被害が激甚をきわめた地域では比較的軽

